

福島県環境創造センターにおける科学研究費助成事業－科研費－の研究実施規程

平成28年1月5日制定

福島県環境創造センター

(目的)

第1条 この規程は、福島県環境創造センター（以下「センター」という。）の研究者が、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果を上げるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者は下のとおりである。

研究部に所属する研究員

獣医技師

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しをセンター所長に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、センターの活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しをセンター所長に提出するものとする。

(法令等の遵守)

第7条 研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成28年1月5日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。